

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会  
教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p><b>第10条</b>（略）</p> <p><u>（出生サポート休業）</u></p> <p><b>第10条の2</b> <u>職員は、勤務時間規則第24条第1項に規定する事由による休業をしようとし、又はその期間を延長しようとするときは、総務事務システムにより、承認権者の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>（育児休業等）</u></p> <p><b>第10条の3</b>（略）</p> <p><b>第6号様式の2</b>（<u>第10条の3</u>関係） （略） 育児休業承認請求書 （略）</p> <p><b>第6号様式の3</b>（<u>第10条の3</u>関係） 部分休業承認請求書 （略）</p> <p><b>第6号様式の4</b>（<u>第10条の3</u>関係） （略） 養育状況変更届 （略）</p> <p><b>第6号様式の5</b>（<u>第10条の3</u>関係） 育児短時間勤務計画書 （略）</p> <p><b>第6号様式の6</b>（<u>第10条の3</u>関係） （略） 育児短時間勤務承認請求書 （略）</p> <p><b>第6号様式の7</b>（<u>第10条の3</u>関係）</p>	<p><b>第10条</b>（略）</p> <p>（休業等）</p> <p><b>第10条の2</b>（略）</p> <p><b>第6号様式の2</b>（<u>第10条の2</u>関係） （略） 育児休業承認請求書 （略）</p> <p><b>第6号様式の3</b>（<u>第10条の2</u>関係） 部分休業承認請求書 （略）</p> <p><b>第6号様式の4</b>（<u>第10条の2</u>関係） （略） 養育状況変更届 （略）</p> <p><b>第6号様式の5</b>（<u>第10条の2</u>関係） 育児短時間勤務計画書 （略）</p> <p><b>第6号様式の6</b>（<u>第10条の2</u>関係） （略） 育児短時間勤務承認請求書 （略）</p> <p><b>第6号様式の7</b>（<u>第10条の2</u>関係）</p>

<p>修学部分休業承認申請書 (略)</p> <p>第6号様式の8 (第10条の3関係) 修学状況変更届 (略)</p> <p>第6号様式の9 (第10条の3関係) (略) 自己啓発等休業承認申請書 (略)</p> <p>第6号様式の10 (第10条の3関係) (略) 自己啓発等休業状況報告書 (略)</p> <p>第6号様式の11 (第10条の3関係) (略) 配偶者同行休業承認申請書 (略)</p> <p>第6号様式の12 (第10条の3関係) (略) 配偶者同行休業状況変更届 (略)</p> <p>第6号様式の13 (第10条の3関係) (略) 高齢者部分休業承認申請書 (略)</p> <p>第6号様式の14 (第10条の3関係) (略) 高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書 (略)</p>	<p>修学部分休業承認申請書 (略)</p> <p>第6号様式の8 (第10条の2関係) 修学状況変更届 (略)</p> <p>第6号様式の9 (第10条の2関係) (略) 自己啓発等休業承認申請書 (略)</p> <p>第6号様式の10 (第10条の2関係) (略) 自己啓発等休業状況報告書 (略)</p> <p>第6号様式の11 (第10条の2関係) (略) 配偶者同行休業承認申請書 (略)</p> <p>第6号様式の12 (第10条の2関係) (略) 配偶者同行休業状況変更届 (略)</p> <p>第6号様式の13 (第10条の2関係) (略) 高齢者部分休業承認申請書 (略)</p> <p>第6号様式の14 (第10条の2関係) (略) 高齢者部分休業の休業時間延長承認申請書 (略)</p>
--	--